



※1：予備試験に合格した者は、特例措置期間終了後も国家試験を受験できる。  
第6回予備試験の合格者は、第6回以降の国家試験を受験できる。

※2：指定講習会を修了した既卒者・在学者は、特例措置期間終了後も国家試験を受験できる。